

【ロシア】 国家決済システムに関する連邦法

海外立法情報課・小泉 悠

* 2011 年 6 月、ロシアにおいて連邦法「国家決済システムについて」が成立した。少額電子決済の規制緩和等により、ロシア全土で電子決済を普及させることを目指している。

連邦法「国家決済システムについて」制定の背景

2011 年 6 月 30 日、2011 年連邦法第 161 号「国家決済システムについて（以下「NPS 法」）」が公布された。同法で規定されている国家決済システム(NPS)の主な狙いは、同システムを「社会保障カード」と連動させ、電子決済の普及を図ることにある。社会保障カードとは、連邦政府から全国民に支給される IC カードで、住民登録情報や社会保障番号などが記録されている。これにより、従来は担当官庁ごとに分割されていた年金、医療保険、住宅費補助等の社会保障手当の受給をこのカードに一元化することが可能となるほか、公共交通機関の利用カードや通常のクレジットカード・カード、電子マネー・カードとしても使用できる。こうしたサービスの一部は 2001 年からモスクワ市で実施されてきたが、NPS 法はこれをロシア全土に広げるための法基盤と言える。

その一方、本法には電子決済への規制強化という側面もある。その背景として、外国企業の国際決済サービスへの依存度を低下させる狙いが指摘される。ロシアでは電子決済の 85%が米国の Visa 社及び MasterCard 社経由で行われているが、このような状況を脱却し、外国の民間企業の意向に左右されることなく安定的な電子決済インフラを確保することが重要な目的とされている。

立法過程

2010 年 12 月、ロシア連邦議会下院は NPS 法案の審議を開始した。しかし、第一読会で審議された法案では、電子決済の処理に関して、事業者はロシア国内に設置されたインフラ（サーバー、データセンター等）を使用せねばならず、ロシア国外に顧客データを送信してはならないとの条項が存在していた。これは外国の電子決済サービスへの依存度を下げる狙いから盛り込まれたもので、首相府や中央銀行のほか、内務省や連邦保安局などの治安・情報機関の意向も反映していた。

しかし、報道によれば、財務省は、このような規制を掛ければロシアが国際電子決済システムの中で孤立しかねず、外国のカード会社の活動に困難をきたす恐れがあるとして、このような条項を盛り込むことに反対を表明していた。この結果、第二読会においてこの条項は修正され、銀行口座での振込み・引出し業務及び窓口業務に関わるサービスはロシア国内のインフラを使用するものの、情報処理に関しては国外のインフラを使用できるようになった。また、第一読会に提出された法案には携帯電話などのモバイル端末を使用した電子決済についての規定が存在しなかったため、モバイ

ル電子決済についての規定も追加された（後述）。これらの変更を経て、法案は 6 月 14 日に下院で採択され、6 月 22 日には上院の承認を得た。その後、27 日にメドヴェージェフ大統領が署名を行い、6 月 30 日に公布された。

主な内容

同法は、第 1 章「総則」、第 2 章「決済サービスの提供及び資金の送金並びに電子決済システムの利用に関する規則」、第 3 章「国家決済システムの主体及び同主体の活動に関する必要条件」、第 4 章「決済システムの組織及び機能に関する必要条件」、第 5 章「国家決済システムの監視及び監督」、第 6 章「補則」の全 6 章 39 か条から成っている。主要な内容としては次の 3 点が挙げられる。

第 1 に、NPS では、顧客は銀行口座がなくても中央銀行が提供するシステム上に電子マネーを登録しておくことができる。個人がこの電子マネーを使用して決済を行う場合、残高が 15,000 ルーブル（約 42,000 円）以下であれば本人確認手続は不要とされており、少額電子決済をより簡単に行えるようになった。ただし、この場合には 1 か月の決済額が 4 万ルーブル（約 112,000 円）以下でなければならず、それ以上の決済を行う場合は送金サービス取扱金融機関（ロシア中央銀行及び対外経済銀行並びに送金サービスの資格を有する金融機関）に本人確認書類を提出して登録を行う必要がある。この場合、1 か月間の決済上限額は 10 万ルーブル（約 28 万円）である。また、法人がこの電子決済を利用する場合は、営業時間終了時の残高が 10 万ルーブル以下でなければならない。いずれも電子マネーに関する情報を詐取して違法に多額の決済を行うことを防止する為の措置とされるが、残高の制限が厳しすぎるとの批判もマスコミ上では見られる。

第 2 に、NPS で決済サービスを展開できる事業者として、送金サービス取扱金融機関、有価証券取引業者（法人を含む）、保険会社、連邦政府の出納機関、連邦政府の郵便機関のほか、国際金融機関や外国の銀行（中央銀行を含む）が挙げられている。また、前述のように、国外の情報処理インフラを使用することも可能とされた。

第 3 に、NPS に参加する事業者は、ロシア国内で移動通信サービスを行う認可を得た通信事業者と契約を結ぶことができると規定された。これにより、携帯電話などのモバイル通信機器を電子決済サービスの端末として使用することが可能となった。

参考文献（インターネット情報はすべて 2011 年 7 月 20 日現在である。）

- ・Проект Федерального закона "О национальной платежной системе" *Российская газета*, 2010.12.23. (連邦法「国家決済システムについて」草案『ロシア新聞』)
<<http://www.rg.ru/2010/12/23/platezh-sistema-site-dok.html>>
- ・Федеральный закон Российской Федерации от 27 июня 2011 года N 161-ФЗ г. Москва "О национальной платежной системе" *Российская газета*, 2011.6.30. (ロシア連邦法第 161 号「国家決済システムについて」『ロシア新聞』)<<http://www.rg.ru/2011/06/30/fz-dok.html>>